

女性活躍に積極的な企業が利用できる

「えるぼし」マークを 取得しましょう！



認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品などに付すことができます。

この認定マークを活用することにより、女性の活躍が進んでいる企業として、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながります。

「えるぼし」マークを取得するとこんなメリットが！

優秀な人材の
確保

企業イメージの
向上

職場環境の
改善

公共調達の
加点評価

「えるぼし」マークの取得に必要なことを
無料でサポート！！ 詳しくは裏面で

中小企業のための女性活躍推進事業では

「えるぼし」認定取得に必要な一般事業主行動計画の策定など必要な手続きを、女性活躍推進アドバイザーが説明会の開催や電話相談、個別訪問などにより、**無料でサポート**します！

女性活躍推進法とは

女性活躍推進法では、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるため、常時雇用する労働者数が301人以上の企業に対し、以下のことを義務付けています。

- ① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ② ①を踏まえた一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- ③ 一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届出
- ④ 自社の女性の活躍に関する情報の公表

常時雇用する労働者数が300人以下の中小企業については、これらが努力義務となっています。

また、上記の事項に取り組んだ企業のうち、女性の活躍に関する状況が優良な企業は、申請により厚生労働大臣による「えるぼし」認定を受けることができます。

「えるぼし」とは

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品や広告、求人票などに付すことができます。

電話相談・メール相談・個別訪問

無 料

女性活躍推進に関する取組の支援をご希望の方には、個別にサポートいたします。
お気軽にご相談ください。(いずれも事前予約制です。)

対 象 者 労働者数 300人以下の中小企業の経営者・人事労務担当者の方

実 施 期 間 2019年4月～2020年3月

希望する支援に をご記入ください。 電話相談 メール相談 個別訪問

企業名	ご担当者
TEL	E-mail

お申込みはこちらから FAX (03-6809-4472)または、メール(suishin@jaaww.or.jp)に、こちらの用紙をPDFにて送信してください。
→ 後ほど事務局より打ち合わせのためご連絡いたします。

個人情報の扱い: ご記載いただいた個人情報は、適切に管理し、ご支援に関するご連絡以外には使用いたしません。

お問合せ

女性活躍推進センター東京事務局
一般財団法人 女性労働協会

TEL 03-3456-4412 FAX 03-6809-4472

E-mail suishin@jaaww.or.jp

「中小企業のための女性活躍推進サポートサイト」

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>